

◎ 居住用は1ヶ月前までに、事業用は3ヶ月前までに提出下さい◎

【建物賃貸借解約通知書】

有限会社 ハタノ不動産 行

本通知書をFAX：096-369-5357にて送信 又は 弊社までご持参下さい。

【注意事項】

- ・通知後および解約後のご連絡をメール または 公式LINEからする場合がございます
- ・弊社よりメールを送信した場合、迷惑メール対策などで届かない場合がありますので、
@hatano-f.net (←受信許可ドメイン) からのメールが受信出来るよう設定をお願いします。

物件名称		部屋番号	
ご契約者名	担当者：		
ご住所			
電話番号			
メールアドレス			
退去年月日	令和	年	月 日
退去理由			
転居後の住所	〒		
賃料支払状況	<input type="checkbox"/> 引落 <input type="checkbox"/> 振込 (月 日) <input type="checkbox"/> 持参 (月 日) で 月分まで支払い済		
火災保険 解約依頼	<input type="checkbox"/> 火災保険 (あいおいニッセイ同和損保) の解約届けを依頼します ※上記保険の解約届けは、後日郵送させていただきます <input type="checkbox"/> あいおいニッセイ同和損保以外の方 ※保険証券に記載の連絡先にご自身で直接解約をご依頼下さい		

【解約届を提出される前に必ず下記内容をご確認下さい】

- ・退去時に残置してあった私物の処分費用は、賃借人様の負担となります
- ・引越しゴミは通常の収集で出せませんので、事前に少しづつ出すか、専門の処分業者に依頼が必要です
- ・退去日または鍵返還日を過ぎたあとのゴミやネット回線の回収は、終了までの日割賃料が発生します
- ・持込んだ分岐水栓、エアコン等撤去していない場合は、撤去費、処分費が別途かかります
- ・電気、水道、ガスの閉栓手続きは、賃借人様にてお願いします
(弊社 および 貸主からの代理手続きは受付不可となります)
- ・玄関 および 勝手口などの鍵はスペアも含め全てご返却下さい
(鍵を紛失した場合は、退去時に鍵交換の代金が別途かかりますのでご注意ください)
- ・賃料は鍵返還日を退去日として日割計算となります
(退去立会時に鍵は受取ります)
- ・退去精算には1～2ヶ月程かかりますので、ご連絡までお待ち下さい
- ・退去立会の際は、①：印鑑 (認め可) ②：連絡先 (電話番号等) が必要です

チェック → 上記内容を確認の上、建物賃貸借解約通知に同意致します

※ チェック無き場合は、本通知書は無効となります

【各種連絡先】 ※参考

九州電力	0120-761-385：熊本東営業所 (平日9:00～17:00 土日祝・年末年始を除く)
熊本市水道局	096-381-1118：お客さまセンター (平日8:30～17:00 土日祝・年末年始を除く)
ガス	各ガス会社へ直接ご連絡下さい
郵便局	退去10日前位までに転居届を郵便局に提出下さい
火災保険 (あいおい)	096-369-5356：ハタノ不動産までご連絡下さい
火災保険 (上記以外)	保険証券に記載の連絡先へご自身で直接ご連絡下さい

弊 社 確 認 欄	
受付年月日	受付者